

働き方改革関連法成立 緊急実務解説セミナー

～今般成立した「働き方改革関連法」の注意すべき実務ポイントを解説～

本セミナーは、9月12日実施予定の同内容のセミナーが定員に達し、9月25日実施予定の追加開催分のセミナーも定員に達したため、再度追加開催するものです(原則9月12日、25日と同内容です)

去る6月29日、通常国会において、「働き方改革関連法」が成立し、来年以降、順次施行されることとなりました。

特に、労働時間関係ではいわゆる過重労働の防止に向け、「時間外労働の上限規制の導入」「年5日以上の年休取得の義務化」「勤務間インターバル制度の努力義務化」等が決まりましたが、これらは来年4月にも施行予定となっており、各社早急な対策・対応が求められることとなります(但し時間外労働の上限規制は、中小企業は2020年4月予定)。一方で、「高度プロフェッショナル制度の創設」や「フレックスタイム制の清算期間延長」など、多様な働き方に応じた仕組みも一部導入されました。

また、同一労働同一賃金関連では、均等・均衡待遇の規定を短時間労働者のみならず、有期雇用労働者や派遣労働者にも適用拡大するとともに、これら労働者から雇入れ時に求めがあった場合、比較対象者との待遇差の内容、理由、その他考慮事項に関する説明が事業主に義務化されることになりました。さらに、2018年6月1日に出た労働契約法20条の最高裁判決(ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件)は改正法の解釈にも影響するため、この最新判例の解説も行います。

そこで、経団連事業サービスでは、労働問題を専門とする経営法曹会議所属の弁護士を講師に招き、今般成立した「働き方改革関連法」のポイント、特に実務面で注意を要する点を中心に解説するセミナーを開催することにいたしました。ぜひご参加ください。

<セミナー概要>

日 時	2018年10月11日(木) 13:45～16:45
場 所	日本教育会館・7階 中会議室 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2) ※地下鉄半蔵門線・三田線「神保町駅」徒歩5分、地下鉄「竹橋駅」徒歩5分
内 容(案)	「成立した改正法のポイントと企業の実務対策」 ①労働時間関係 <労働基準法ほか> ・時間外労働の上限規制、年休5日間取得義務化、勤務間インターバル制度、高度プロフェッショナル制度、3か月単位のフレックスタイム制 ②同一労働同一賃金関係 <労働契約法、パートタイム労働法、労働者派遣法> ・有期・派遣の均等・均衡規定、待遇に関する説明義務化、2018.6.1最高裁判決 ③労働者の健康関係 <労働安全衛生法ほか> ・過労死等防止のための健康確保措置の拡充、産業界への情報提供 ほか
講 師	石寄・山中総合法律事務所 ヴァイスパートナー弁護士 橘 大樹 氏
参 加 費	人事賃金センター会員又は経団連会員：14,040円(13,000円+消費税1,040円) 一般：21,600円(20,000円+消費税1,600円)
定 員	人事・労務・総務・法務担当の方々 90名(先着順)

- [申込要領] ①裏面「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください(定員になり次第、締め切ります)。後日、参加証と請求書をご送付いたします。
②参加費は、後日お送りいたします請求書に記載の銀行にお振込ください。
③当日のお取り消し・ご欠席は参加費全額を申し受けません(資料を後日送付)。

